

重要文化財旧遷喬尋常小学校校舎  
整備・活用基本構想



令和4年3月

岡山県真庭市

岡山県真庭市教育委員会



# 目 次

## 目 次

第1章 基本構想策定にあたって	3
1 基本構想策定の目的	3
2 基本構想の位置付け	3
3 検討の過程	4
4 検討委員会から構想までの流れ	4
第2章 旧遷喬尋常小学校校舎の現状と課題	6
1 旧遷喬尋常小学校校舎の現状	6
（1）旧遷喬尋常小学校校舎の概要	6
（2）旧遷喬尋常小学校校舎の価値	8
（3）運営管理及び防火・防犯対策の状況	8
（4）現状における校舎の利活用活動	9
2 旧遷喬尋常小学校校舎の課題	10
（1）活用上の課題	10
① 来場者の利便性	10
② 活用の担い手	10
（2）整備上の課題	11
① 建物の経年劣化	11
② 耐震対策	11
③ 防火・防犯対策	11
④ 復 原	11
⑤ 校舎周辺環境	12
3 住民及び来場者のニーズ	14
（1）住民のニーズ	14
（2）来場者のニーズ	15
第3章 旧遷喬尋常小学校校舎の整備・活用に係る基本方針	18
1 基本的な考え方	18
（1）文化財整備と活用の目的	18
（2）これからの活用の考え方	18
2 整備の基本方針	19
（1）根本的な修理及び耐震補強工事	19
（2）地震・防火・防犯への備え	19
（3）復原の考え方	19
（4）来場者利便性の向上	19

(5) 校舎周辺の環境整備 .....	19
(6) その他 .....	20
3 活用の基本方針 .....	21
(1) 市民にとっての活用 .....	21
(2) 観光客等の外からの視点による活用 .....	21
(3) 持続的な活用 .....	21
4 スケジュール及び概算費用 .....	22
(1) スケジュール .....	22
(2) 概算費用 .....	23
5 実現に向けて .....	23

## 第1章 基本構想策定にあたって

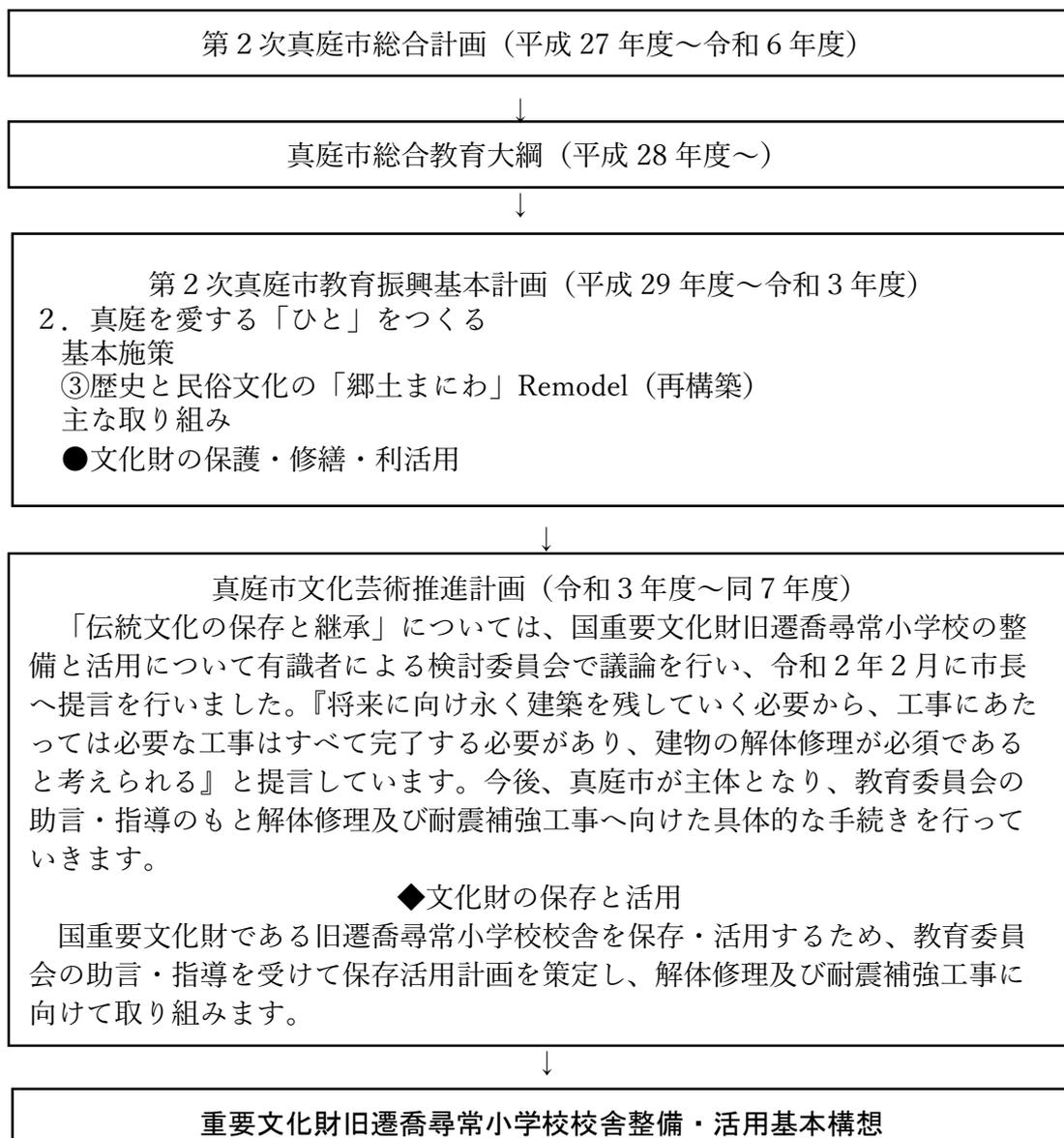
### 1 基本構想策定の目的

旧遷喬尋常小学校は、国の重要文化財に指定されている貴重な建築物であり、真庭市民が誇ることのできる歴史的資産です。この文化遺産は国民的財産として保存、活用していく必要があります。

この基本構想は、築114年を経た重要文化財旧遷喬尋常小学校校舎（以下「旧遷喬尋常小学校校舎」という。）を、次の世代へと伝えていくために必要な整備と、地域活性化に資する活用を図っていくための保存活用に関する基本的方針を定めるものです。

### 2 基本構想の位置付け

『第2次真庭市総合計画』の基本理念である、「誇り」「許容性」「持続可能性」「安全安心」「教育」に則って、真庭市の歴史文化資源である旧遷喬尋常小学校校舎を守り活かし、ふるさとの歴史文化を育むまちづくりを推進するとともに、その魅力を積極的に発信することにより、「多彩な真庭の豊かな生活～真庭ライフスタイル」の実現につなげていくことを目指します。



### 3 検討の過程

真庭市では、国重要文化財である旧遷喬尋常小学校校舎についての整備・利活用に係る構想を策定するため、平成30年(2018)に学識経験者や活用実践者など12人からなる「真庭市旧遷喬尋常小学校校舎整備・活用検討委員会(以下、「検討委員会」)」を設置しました。この校舎を国民的財産として保存し、なおかつ活用していくにはどうした方法があるかを、2か年にわたり計7回の会議と2回の市民ワークショップを通して議論を交わし、令和2年(2020)2月に『旧遷喬尋常小学校の整備・活用に係る提言書』としてまとめ、市長に提出しました。

その提言をもとに『重要文化財旧遷喬尋常小学校校舎整備・活用基本構想』の策定に至りました。

### 4 検討委員会から構想までの流れ

#### ○保存活用にに向けた経過

平成30年	4月17日	第1回検討委員会(整備・活用に対する考え方を確認)
	6月21日	小学校旧校舎利活用先進地視察(愛媛県西予市、旧開明学校)
	7月31日	第2回検討委員会(活用の目的と現状を確認、活用例を検討)
	10月4、5日	近代洋風建築利活用先進地視察(北海道札幌市、豊平館)
	10月18日	第3回検討委員会(視察報告、活用方針を確認、整備改修の方針を確認)
	11月4日	「ハンドメイドマルシェ」来場者への校舎活用・保存アンケート
平成31年	1月17日	第4回検討委員会(アンケート結果を確認、提言素案を確認)
令和元年	5月30日	第5回検討委員会(構造補強案を提示、市観光戦略を説明、提言素案を確認)
	6月27日	小学校校舎利活用について識者への面談、活用視察(東京都)
	7月8日	活用と保存を考えるワークショップ(第1回)開催
	7月30日	第6回検討委員会(耐震対策修繕方法を検討、提言素案を確認、活用の方向を検討)
	9月26日	活用と保存を考えるワークショップ(第2回)開催
	11月14日	第7回検討委員会(ワークショップの内容を確認、提言書案を検討)
令和2年	2月25日	「旧遷喬尋常小学校校舎の整備・活用に係る提言書」提出
	3月20日	パンフレット「KYUSEN」製作・発行
	6月13日～	建築模型・建築パネル展「江川式、擬洋風建築～江川三郎八がつくった岡山・福島の風景」開会(～9月29日)
	9月26日	講演会「江川式建築と関わって30年」開催
令和4年	3月22日	「重要文化財旧遷喬尋常小学校校舎整備・活用基本構想」策定

#### ○修理・防災施設整備の経過

平成31年	3月8日	文化庁技官現地指導(破損状況、修理手続き等)
-------	------	------------------------

## 旧遷喬尋常小学校校舎整備・活用検討委員会の構成

### 委 員

	氏 名	所 属 等
委員 長	江面 嗣人	岡山理科大学工学部建築学科教授
副委員長	奥山 仁	落合小学校校長
委 員	腰原 幹雄	東京大学生産技術研究所教授
委 員	山崎真由美	岡山ヘリテージマネージャー機構美作地域会
委 員	井上 恭介	株式会社 NHK エンタープライズ
委 員	山崎樹一郎	シネマニワ代表、映像作家
委 員	清水 慎一	清水塾 塾長
委 員	眞柴 幸子	(一社) 真庭観光局地域マネジメント部マネージャー
委 員	岡本 康治	まにワッショイ代表
委 員	遠藤 健治	美作大学生活科学部食物学科教授
委 員	森上 知洋	元真庭市文化財保護審議会委員
委 員	吉永 忠洋	真庭市副市長

順不同

### オブザーバー

	氏 名	所 属 等
第 2 回	芥川 英祐	新東住建工業 (株) 文化財建造物木工技能者
第 1 回 第 5 回 第 6 回	横山 定	岡山県文化財課参事

順不同



第 1 回検討委員会の様子 (旧遷喬尋常小学校講堂)

## 第2章 旧遷喬尋常小学校校舎の現状と課題

### 1 旧遷喬尋常小学校校舎の現状

#### (1) 旧遷喬尋常小学校校舎の概要

旧遷喬尋常小学校は、岡山県中央部を南北に流れる旭川上流域の真庭市久世の市街地にあり、明治7年(1874)8月2日に創設された遷喬小学校を始めとします。当初の校舎は、江戸時代に津山藩が年貢米を保管していた御蔵を利用したと伝わります。その後、就学児童数が増加し、教室並びに運動場とも狭小となったため、同36年に久世町鍋屋地内での新校舎建築が計画され、同38年7月に着工、同40年7月に竣工しました。設計は岡山県工師の江川三郎八、工事監督は中村錠太郎、施工は本校舎が津山町の高橋岩吉、裏校舎が地元の山根近治郎です。以来、大きな改造もなく、校舎として利用されました。昭和63年(1988)には、管理教室棟中央部が町指定文化財となり、平成2年(1990)に両袖部を追加指定しています。

同2年9月に遷喬小学校が新築移転したあと、旧校舎に隣接して町立の文化施設「久世エスパセンター」が建設され、同年4月から旧校舎を含む一帯が久世エスパランドとして、イベントなど多目的に利用されることになりました。同11年に、旧校舎が国重要文化財に指定され、現在に至っています。

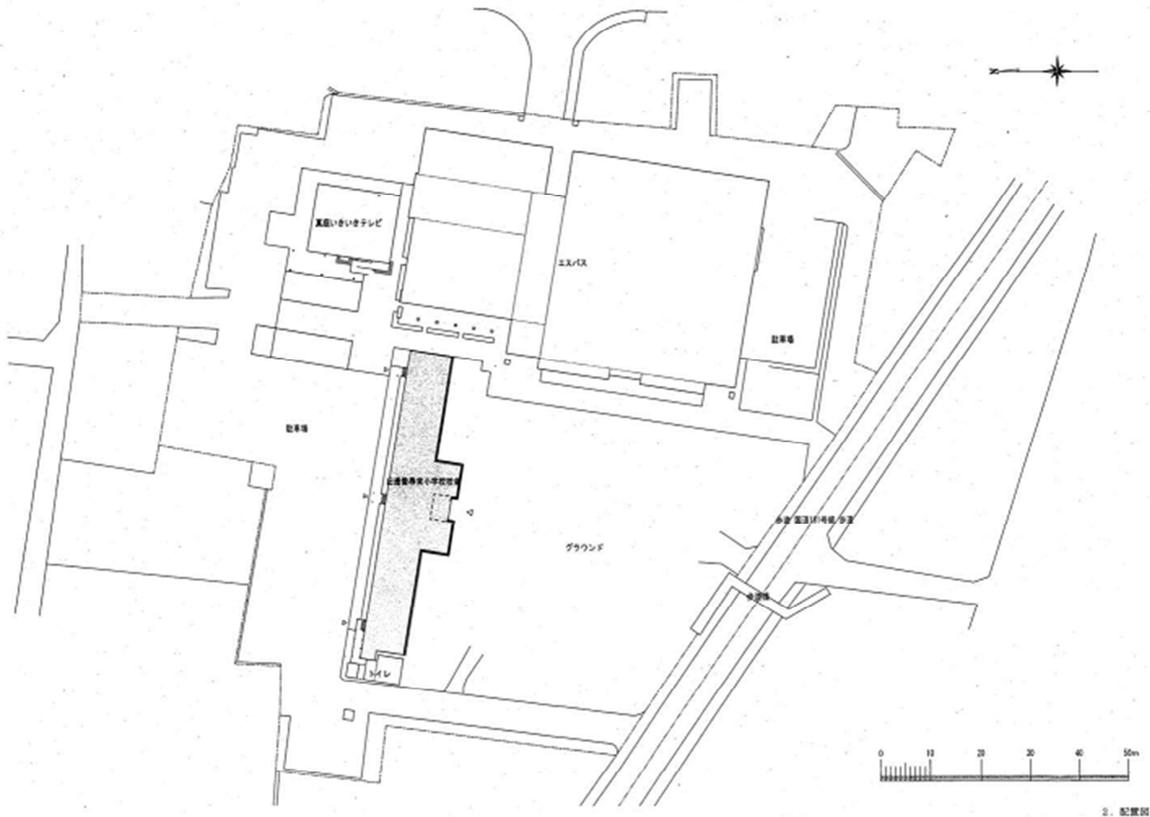
#### 旧遷喬尋常小学校校舎の概要

名 称	旧遷喬尋常小学校校舎
員 数	1棟
構造及び規模	木造、建築面積601.2㎡、2階建、スレート及び棧瓦葺、背面出入口2か所付属
所 有 者	真 庭 市
所有者住所	真庭市久世2927番地2
所 在 地	岡山県真庭市鍋屋17番地1
指 定 番 号	第02364号
指 定 区 分	重要文化財(建造物)
指 定 年 月 日	平成11年5月13日
指 定 基 準	(三)歴史的価値の高いもの

表1 旧遷喬尋常小学校校舎の沿革・変遷

和暦	西暦	出来事
明治7年	1874	久世村の津山藩御蔵を校舎として「遷喬小学校」を開校。校名は、山田方谷が揮毫した中国の古典「詩経」の一節「出自幽谷、遷于喬木」から「遷喬」と名付ける
明治36年	1903	増加する生徒数に対応するため、校舎の移転新築を久世町議会で議決
明治38年	1905	鍋屋地区で校舎新築に着工
明治40年	1907	校舎が完成し、鍋屋地区に移転する
大正12年	1923	校舎正面の高瀬舟のデザインを新たな校章に改める

昭和 16 年	1941	遷喬国民学校に改称
昭和 22 年	1947	遷喬小学校に改称
昭和 27 年	1952	校舎を塗装
昭和 37 年	1962	教室の照度不足のため天井を塗装
昭和 47 年	1972	危険校舎として認定
昭和 58 年	1983	中央棟を天然スレートに葺き替える
昭和 60 年	1985	両袖棟をセメント瓦に葺き替える
昭和 63 年	1988	校舎の中央部が久世町指定文化財となる
平成 2 年	1990	学校が久世地区に新築・移転し、校舎の役目を終える 校舎の両袖部が久世町指定文化財に追加指定となる
平成 3 年	1991	文部省より「本校舎両袖教室等も保存してよい」との回答がある
平成 5 年	1993	校舎映像が登場する映画「大病人」（伊丹十三監督作品）上映
平成 6 年	1994	校舎外壁を塗装（全体的にケレン）。校舎正面の校章のデザインを創建当時の高瀬舟に復する
平成 11 年	1999	国指定重要文化財となる
平成 16 年	2004	ロケ地となったドラマ「犬神家の一族～だれも知らない金田一耕助～」（稲垣吾郎主演、フジテレビ）放送
平成 17 年	2005	ロケ地となった映画「ALWAYS 三丁目の夕日」（山崎貴監督作品）上映、ドラマ「火垂の墓ーほたるのはかー」（日本テレビ）放送
平成 19 年	2007	給食体験事業が始まる ロケ地となった映画「ALWAYS 続・三丁目の夕日」（山崎貴監督作品）上映 校舎外壁を塗装（浮きが確認できる箇所をケレン） 校舎落成百年記念展・記念式典を開催
平成 21 年	2009	ロケ地となったドラマ「ヒロシマ・少女たちの日記帳」（NHK）放映
平成 22 年	2010	ロケ地となった TBS 開局 60 周年記念ドラマ「JAPANESE AMERICANS」（TBS）放映
平成 23 年	2011	ボランティアガイド活動開始 ロケ地となった朝の連続ドラマ「カーネーション」（NHK）放映
平成 25 年	2013	市民団体による「旧遷喬尋常小学校活用フォーラム」が開催される ロケ地となった朝の連続ドラマ「ごちそうさん」（NHK）放映
平成 27 年	2015	建築構造調査、床・屋根葺材・樋の修繕等を実施
令和元年	2019	ロケ地となったバラエティ番組「出川哲朗の充電させてもらえませんか？」（テレビ東京）放映



敷地平面図

## (2) 旧遷喬尋常小学校校舎の価値

旧遷喬尋常小学校校舎は、木造二階建てで中央棟を大きく作り、東西両翼棟が対称型に連なる形です。屋根は元は特殊な和瓦スレート葺でしたが、現在は中央棟を天然スレート葺とし両翼棟の屋根はセメント葺瓦葺としています。各教室の広さや天井高、床高、窓面積などは、当時の小学校校舎の設計基準に基づき設計されています。基礎部分は煉瓦積とし、切石の土台を巡らします。平面は1階が中央部に玄関を構え、玄関口の東西に「事務室」及び「教室」、その北側には中廊下を隔てて「応接室」「宿直室」等を置いていました。両翼棟には北側に廊下を置いて二室ずつ教室を配し、両端部にはもとは児童の昇降口（現在は床を張り部屋に改修）及び2階への階段が取り付けます。2階は、中央棟に独特の折り上げ格天井を張った一室の広い講堂を設け、両翼棟は片廊下として二教室ずつ配し、両端には「唱歌室」及び「作法教室」を設けていました。

旧遷喬尋常小学校校舎は、岡山県中央部を南北に流れる旭川の上流、左右対称型の独特の意匠になる明治後期の学校建築で、比較的規模も大きく保存もよい状態です。わが国における学校建築の設計基準が確立した後の建築の代表遺構の一つで、中国地方における小学校建築の歴史を知るうえで価値が高いとされています。こうしたことが評価され、平成11年（1999）に国重要文化財に指定されました。

## (3) 運営管理及び防火・防犯対策の状況

旧遷喬尋常小学校校舎は現在、真庭市久世エスパスセンター設置条例（平成18年条例第70号）に基づき、（公財）真庭エスパス文化振興財団を指定管理者として、日常管理を実施していま

す（所管は、生活環境部スポーツ・文化振興課）。管理内容は、巡視点検、施設清掃、使用許可、利活用事業（売店や給食事業）等となっています。

防火対策としては、校舎は重要文化財であることから、消防法施行令第35条第1項第3号の規定に基づく「消防機関の検査を受けなければならない防火対象物等」に定められており、毎年消防本部による査察を受けています。消防設備としては自動火災報知機及び消火器を設置しています。自動火災報知機は密度的には感知器を全室及び廊下の天井に取り付け、消火器は1階に5本、2階に3本の計8本を備え付けています。その他、来・入館者への周知・注意喚起のため「火気厳禁・禁煙」表示を屋外に9ヶ所、屋内（公衆用トイレを含む）に10ヶ所設置しています。

防犯対策としては、現在の管理は毎週水曜日の休館日を除き、午前9時から午後6時まで1名の管理人を常駐させています。その他、建物の裏面（北面）を2台の防犯カメラが24時間撮影しており、隣接する久世エスパスセンターにモニターと記録装置を備えています。また、裏口軒にセンサーライトを設置し防犯対策を行っています。

#### （４）現状における校舎の利活用活動

現在は休館日を除き無料で一般開放しており、写真撮影など多くの来訪者があります。行事としては平成2年（1990）の小学校機能移転前後から、校舎を対象とした写生大会や、校舎を背景とした校庭での地域イベント（アート展、秋祭り）の開催、講堂での落語会や映画上映など、多くの催しが行われてきました。特に同9年、旧小学校敷地に整備された、情報・文化の拠点施設「久世エスパスセンター」と一体活用されるようになって以降は、土広場での軽トラ朝市、野外サマーライブなどの開催、講堂での音楽会、映画・テレビロケが行われました。近年ではマルシェが多くの入場者を集め、学生団体が主催したお化け屋敷も行われ大勢の参加者を集めました。展示としては建物の歴史、設計者江川三郎八を紹介するものや、県内工業高校生が製作した木製建築模型10点や木工作品等があります。また教室を利用した給食体験、音楽の特別授業や学生服の貸出しなどの体験型イベントが人気です。観光バスのツアーとしても年間約4千人が訪れ、年間総利用者は2万人を超えています。同30年には休憩室が設置され、また昭和初期の木製机・いすが地元産木材で復刻製作されました。建物の雰囲気とマッチする市民イベントが年間を通じて実施されています。事務所では地元の木材を使ったお土産物なども販売されています。



岩垣正道版画展（H31.4月）



復刻机・いす塗装体験会（H31.4月）



親子寄席 (R1. 5 月)



懐かしの学校給食 (R1. 5 月)



アニメーションマッピング (R1. 8 月)



建築模型贈呈式 (R2. 3 月)

## 2 旧遷喬尋常小学校校舎の課題

### (1) 活用上の課題

#### ① 来場者の利便性

正面玄関、階段、教室入り口等に段差があり、バリアフリー化が図られていないのが現状です。事務室以外はエアコン等空調機器が無く、夏や冬の見学は短時間とならざるを得ません。トイレは、平成 15 年（2003）に隣接して新設され、多目的トイレも設置していますが、下足に履き替える必要があり不便な状態です。

#### ② 活用の担い手

地域の商店主他で構成されるまちづくり団体「まにワッショイ」が、指定管理者から委託を受けて、春から秋の好季節に予約制で学校給食を提供しています。この取り組みは開始から 10 年になります。その間、CD を制作販売し、コンサートを開催するなど旧遷喬尋常小学校活用を牽引してきました。また、ロマネスク遷喬の会は平成 5 年から写生大会を行い、平成 7 年から年に 1 回の落語会を実施し続けています。ボランティアガイドの会も平成 23 年から活躍しています。設計者江川三郎八について探求する、江川三郎八研究会が平成 25 年から活動しています。このような取り組みは指定管理者のみでは継続できません。工事を行う場合、中断せ

ざるを得ない活動をどのように存続させるか、また新たな担い手を育成するのかが修理及び耐震補強工事へ向けた大きな課題です。

## (2) 整備上の課題

### ① 建物の経年劣化

建物の保存については、校舎の現役時代から小修理が重ねられ、建物が維持されてきました。そのうえで、平成 27 年（2015）度を実施した「国指定重要文化財『旧遷喬尋常小学校』建築構造等状況調査」の結果、①トラスや梁に使用されているボルト・金具の大半は創建時のものだが、木部の収縮・狂いにより緩みが生じている、②木部については規模・年数に比して状態は比較的良好だが、内樋構造に起因する雨漏りを確認（調査後に修繕）、③創建後に葺き替えられた屋根素材が劣化しており、根本修理の必要がある（応急補修済）、④蟻害がある（修繕・駆除済）、⑤電気設備に漏電の危険箇所が認められる（是正済）、となりました。問題箇所はそれぞれ対応しましたが、いずれも整備にあたって改めて課題となるものです。

また、建物外壁を風雨による劣化から保護するペンキ塗装も整備に際して作業することになりますが、その際の塗色をどうするかも課題となります。

### ② 耐震対策

旧遷喬尋常小学校の地盤・構造調査についても、平成 27 年度に調査を行いました。岡山県が調査・想定する地震被害は、南海トラフを震源とする巨大地震では震度 5 強、山陰方面を震源とする断層型地震では震度 6 弱ないし強となっています。報告書の結論は、「大地震または稀な暴風に対する耐震性能は不足。補強が必要と判断される」としています。具体的には、① 1 階床下と地盤に届く基礎の補強、②両翼棟屋根の小屋組と中央棟 2 階土壁との接合部分の補強、③講堂の小屋組部材の接合部分の補強、④ 2 階床の補強、が提案されています。

以上から、建物の活用を進める上では建物の構造補強が不可欠であり、建物を保存し、人を入れての活用を安全に行うためには適切な補強方法を検討する必要があります。

### ③ 防火・防犯対策

防火対策上の課題としてはまず、現状の設備・体制強化が挙げられます。建物自体の問題では、特に煉瓦積基壇へ 32 ヶ所にわたって設けられている通風口が、鉄格子のない状態で開口しており、床下への燃焼物の投げ込みなどについて何らかの対策が必要です。また、建物周辺は樹木が多く、落葉が延焼性を増幅する可能性があります。

次に、防犯対策としては、夜間・休日の不法侵入を防止するとともに、整備後の活用にあたって、各種資料やアート作品など貴重な物品を展示等行う場合も想定されることから、十分な対策をとる必要があります。

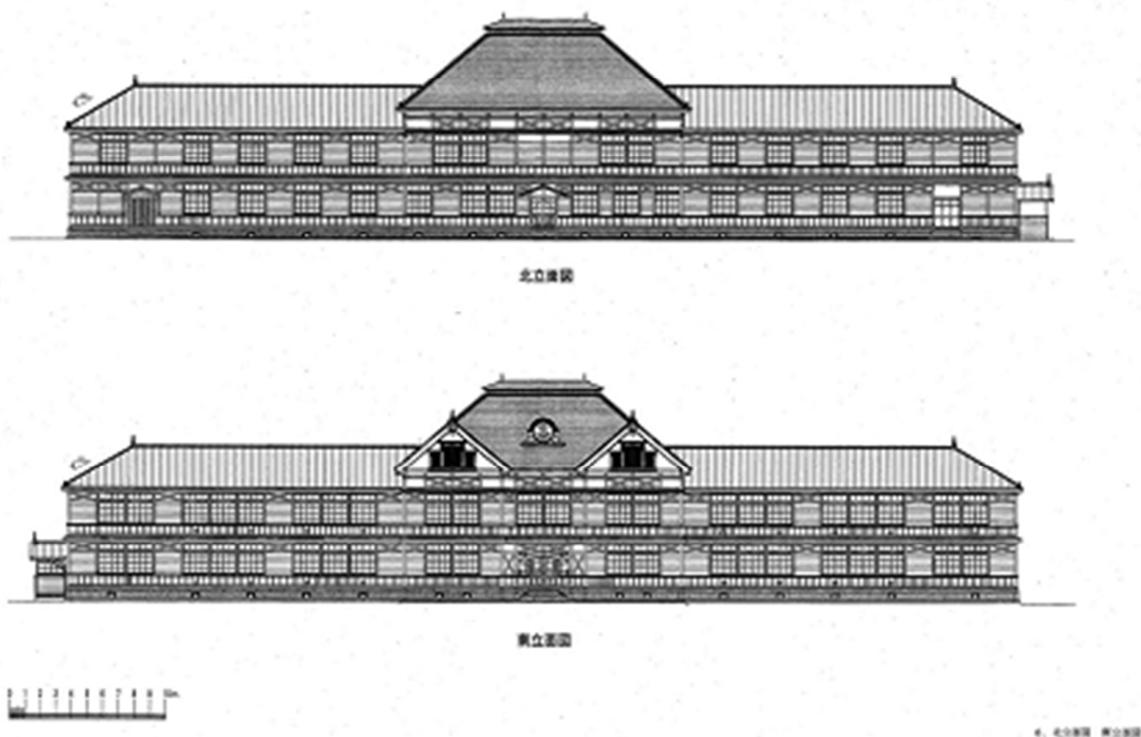
### ④ 復原

創建以降 114 年に及ぶ経過のなかで、大きな改変としては、①戦前期に行われた飾り金具類（ルームクレフト、換気口鉄格子）の撤去・供出、②同じく、校舎両翼棟の端にあった昇降口土間の床張り並びに出入口の壁張りによる部屋（倉庫・保健室）化、③戦後まもなく行われた

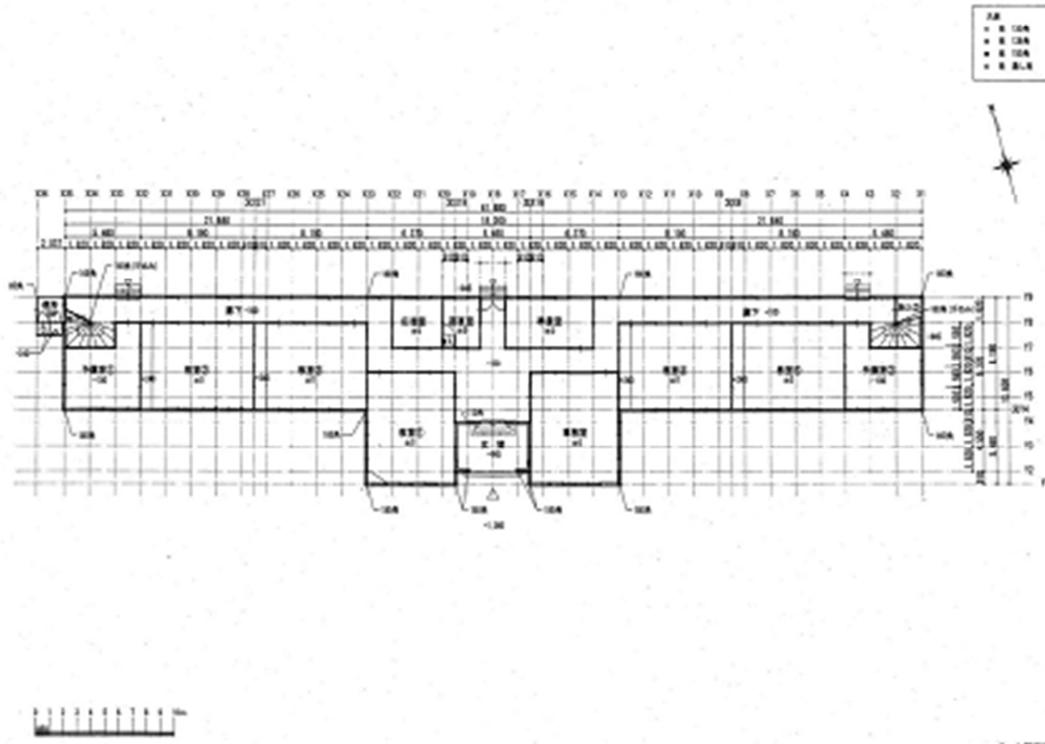
講堂の奉安殿撤去、舞台の新設、④昭和 58 年（1983）の中央棟屋根葺き替え（和瓦スレート→天然スレート）、同 60 年の両翼棟屋根葺き替え（和瓦スレート→セメント葺瓦）により、鬼瓦や飾り瓦を除いてすべて別素材に葺き替え、⑤数度にわたる内外のペンキ塗り替え、の 5 つであることが、これまでの調査から明らかとなっています。修理に併せて、復原年代の設定をどうするか、その場合、校舎の景観年代をいつに設定するかが課題となります。

#### ⑤ 校舎周辺の環境

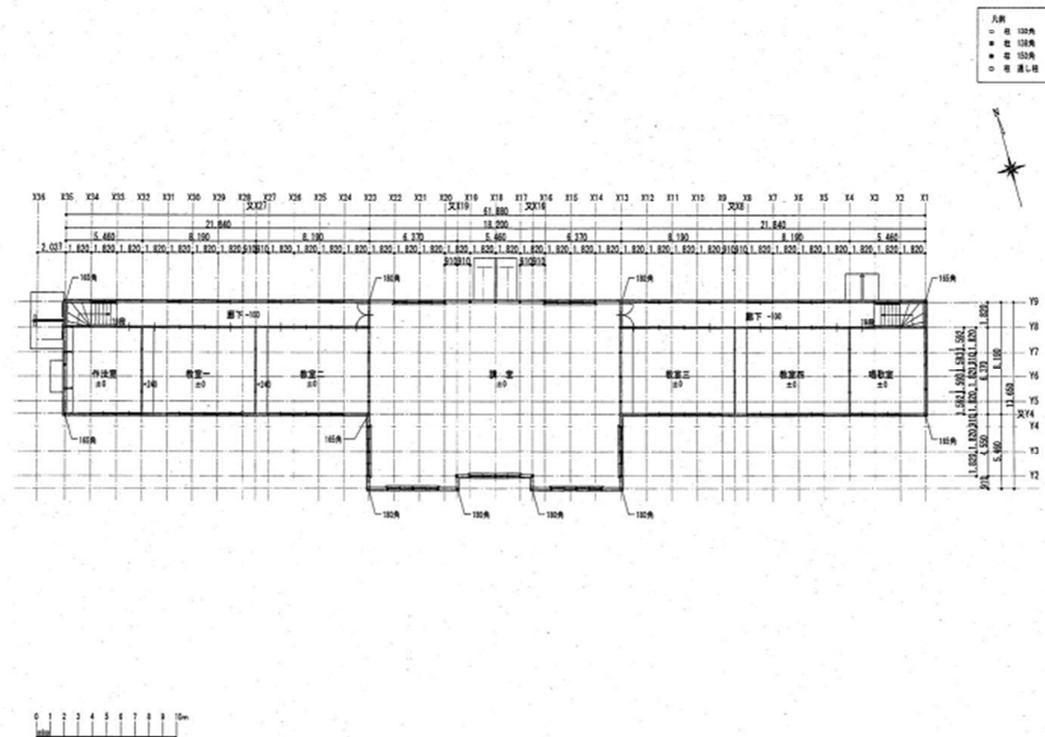
校舎の所在地は、国道 181 号を東西軸として、公共施設・商業施設・居住施設が建ち並ぶ市街地にあります。現代的な市街地でありながらも、正面に広い校庭を残し、学校当時の名残を留める景観を維持しています。校庭の周囲には樹木が植えられ、校舎両翼棟の前面には花壇があり、カイヅカイブキが密植されています。日常的な清掃作業や除草作業と併せ、これらの樹木について、景観保護及び防災上の観点から適切に管理し、周辺景観と校舎の保全を進めていく必要があります。



立面図



1. 1楼平面图



2. 2楼平面图

平面图



現況写真1



現況写真2

### 3 住民及び来場者のニーズ

#### (1) 住民のニーズ

広く市民の意見を聴くため、「旧遷喬尋常小学校の活用と保存」をテーマにしたワークショップを令和元年（2019）8月2日、9月26日にわたって開催しました。30人の参加者一人ひとり発想が異なり、「どうして」と問いかけながら意見交換を行いました。主な意見は下記のとおりです。

#### ○学 ぶ

- ・暮らしの中の楽しさを求めて人が集まる場にしていく。
- ・歴史を感じる象徴的な建物として、教育・文化・芸術のシンボル、学びの場として活用。
- ・みんなの学校として活用したい。習い事や展示、ライブなど。
- ・市民のよりどころとして、先人が残してきた木造校舎を大切に後々まで残したい。
- ・現代では造れないレトロな雰囲気やたたずまいを残したい。
- ・建物を修繕した上で、活用の目的に沿った付加をするのが大切。建物を大切にしたい。
- ・愛着、思い出、精神的な意味での宝、財産を素直に残したい。
- ・補修をしつつ活用していかないと建物が朽ちる。工事で本来の姿が無くなるのは嫌。
- ・遷喬小にこめられた思いを大切に伝えていくべき。

#### ○観 光

- ・観光資源として活用。
- ・真庭観光回廊の1つとして位置付け、北房から蒜山まで1つのルートを作る。
- ・展示物を増やして見応えを出す。
- ・交流と経済の発展のため、市外、県外、外国、外の人にも来て見てもらいたい。
- ・授業風景を歴史的に再現することで、観光価値が高まる。
- ・老朽化している部分は修理し、バリアフリーにしてだれでも見学できるように。
- ・人が集まる楽しいイベント、良さを引き出すアンティークなどのイベントを増やす。
- ・映画、ドラマでの活用により話題になる。
- ・真庭市のシンボルとして保存、博物館、歴史館等。

#### ○現状維持

- ・見学と売店で満足しているので今のままでよい。

・今のままでも十分に活用できていると思う。

#### ○その他

- ・「守る⇔活かす」を広げ、笑顔の人が集まるこの地の宝にしていく。
- ・市民に愛され、必要とされれば保存される。
- ・多目的に活用できるよう、保存整備が必要。
- ・市民が気軽に使用できる場所に。

## (2) 来場者のニーズ

平成30年(2018)11月4日に旧遷喬尋常小学校校舎及び土広場で開催されたイベント「ハンドメイドマルシェ」に合わせて、来場者に校舎の活用・保存のアンケートを行いました(回答者121人)。集計結果と主な意見は下記のとおりです。

#### ○性別

男性 15人 女性 105人 無回答 1人

※アンケート回答者の大半が女性でした。

#### ○年齢

10歳未満 5人 10代 3人 20代 5人 30代 36人 40代 28人

50代 22人 60代 3人 70代 3人 無回答 16人

#### ○居住地

真庭市内 65人 真庭市外 45人(岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、高梁市、新見市、美作市、浅口市、勝央町、奈義町) 岡山県外 10人(三重県、大阪府、鳥取県、広島県) 無回答 1人

※真庭市外からの来場者が、45パーセントを占めています。

#### ○来場回数

1回目 49回 2回目 15人 3回目以上 57人

※初めての来場者が40パーセントを占めています。

#### ○雰囲気

とても良い 87人 良い 31人 ふつう 3人 あまり良くない・良くない 0人

※回答者のほとんどが、雰囲気が良いと感じています。

#### ○良いところ(複数回答)

古いところ 62人 デザイン 53人 木造 75人 レンガ 2人 ガラス窓 27人  
講堂 32人 懐かしさ 51人 その他 3人

※レトロ感やノスタルジックな雰囲気に魅了されていることが分かります。木造にも愛着を感じていることが分かります。

#### ○来たいイベント(複数回答)

映画 30人 演劇 11人 マルシェ 98人 学習講座 14人 美術展(アート展) 45人 落語 14人  
コンサート 35人 その他 2人

※アンケートは、マルシェの来場者だったので、マルシェの要望が強いが、そのほかでは、美術展(アート展)、コンサート、映画などへのニーズが高い。

#### ○欲しい機能(複数回答)

バリアフリー化 19人 休憩所 30人 カフェ 84人 観光案内所 7人 映像による学校案内 11人 販売所(土産物) 22人 音響・照明設備 10人 その他 5人

※カフェや休憩所のニーズが高いことが分かる。土産物販売所やバリアフリー化の要望もありました。

#### ○入場料

払っても良い 49人 払いたくない 22人 イベント・企画展があれば 46人 その他 2人 無回答 2人

※入場料に関しては、ほとんどの方が理解を示しているが、イベントがあればという条件付きの場合も多い。

#### ○入場料はいくら程度

100円未満 1人 100円以上200円未満 11人 200円以上300円未満 13人 300円以上400円未満 13人 400円以上500円未満 2人 500円以上 5人 無回答 4人

※入場料を払っても良いと答えた方に聞くと、200円から300円が妥当とする声が多いことが分かりました。

#### ○自由意見

- ・すごく素敵。でも維持するのは大変そうですね。頑張ってください。
- ・イベントの案内をいただき、参加しました。とても雰囲気の良い会場だったので、また来てみたいと思います。
- ・大切に保存してください。
- ・レトロな感じが素敵でした。
- ・落ち着いた場所でした。
- ・今のままの状態が望ましいです。
- ・古い建物は修復等難しく大変かと思いますが、保存の方を頑張ってください。
- ・素敵なので続けてほしい。
- ・木造で見るだけで楽しかったです。ガラス窓が今はなかなか無いからこのまま残してほしいです。
- ・有料の所と、無料の所を分けてあれば、なおよし。
- ・こんな場所はなかなかないので、大変と思いますが、残してほしい場所です。
- ・もっとイベントをしてくれたらどんどん来ます。
- ・卒業生なので、ずっと活用してほしい。
- ・とても良い建物なので、大切に使ってほしいです。
- ・イベントで使うのは良いことだと思う。
- ・初めてイベントに参加、楽しく色々なイベントに参加できた。
- ・プロジェクションマッピングを。
- ・マルシェのようなイベントを。
- ・補強程度で建物は、維持してほしい。
- ・映画会など、定期的なイベントを度々してほしい。

- ・保存大変だと思いますが、残して行ってほしいです。
- ・日本語教育・オルタナティブ教育の拠点として活用。
- ・貴重な建築物なので、保存しながら、文化的なイベントや食のイベントに活用して、大勢の人に来てもらえるようになれば良いと思います。
- ・家から近くていつも遊びに来ています。
- ・大切に保存してもらいたい。
- ・素敵です。
- ・ぜひ保存をし続けてください。
- ・今の感じでとても良いと思います。
- ・交流の場に。



旧遷喬尋常小学校の活用と保存を考えるワークショップ(R1.9月)



hitosaji の幸せ展(H30.11)

### 第3章 旧遷喬尋常小学校校舎の整備・活用に係る基本方針

#### 1 基本的な考え方

##### (1) 文化財整備と活用の目的

文化財は、建物の物としての価値だけでなく、その建物が紡いだ時間、重ねた歴史、そこに込められた精神を現在に伝え、未来につなげるべき唯一無二の市民共有の財産です。文化財の整備・活用に当たっては、何より文化財保護の目的を理解したうえで、その目的に沿った方針が求められます。

文化財保護法（昭和25年法律第214号）には、「文化財を保存し、且つ、活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」（同法第1条）とあります。保護法の目的は、文化財の保存と活用による国民の文化的向上であることがわかります。人間の文化的向上を目的としていることがわかります。文化的向上とは、保護法の趣旨から考えて、主として心の豊かさ、精神的な面の向上を求めたものといえます。

このため、文化財の活用は、人の心の豊かさ、人の精神的向上に繋がるものでなくてはならないと考えます。ひと言でいえば「ひとづくり」です。人と文化についてのより深い知を獲得し、人格形成に必要な様々な思想へ結びつけていくための人の成長に資するべく、文化財は活用されるべきと考えます。従って、旧遷喬尋常小学校の今後の活用においても、100年前の世代から私たちに与えられた旧遷喬尋常小学校の文化財としての価値を最大限に引き出し、それをひとづくりに活用していくべきだと考えます。そういった人を創造していく創造的活用を継続していくことが、今後100年にわたり、文化財への関心を高め、さらに文化財の価値を高め、ひいては文化財の保護を力強く進めていくことにつながるものと考えます。

##### (2) これからの活用の考え方

これからの活用にあたっては、市民が文化財に主体的に関わっていくことが必須となるでしょう。「ひとづくり」は「地域づくり」につながるが、人の成長のない「地域づくり」は意味をなさないと考えます。真庭市はSDGs（持続可能な社会）に積極的に取り組んでいますが、そのためには、将来にわたって人による「地域づくり」を目指し、「ひとづくり」に取り組む必要があります。人は、自身で悩んで考えて行動しなければ、深い知を獲得し、成長することはできません。自分たちが何を求めて何をなすべきか、一人ひとりが思考して議論し、自らの考え方を深めていかなければ、大切な「ひと」を創造することはできないのではないのでしょうか。

具体的な活用の方法は様々なものが考えられます。多くの意見を一つにまとめるのは困難であるとも思われますが、市民と行政が情報や認識を共有し、ワークショップや意見交換会など、時間をかけた継続した議論が必要であり、その過程そのものが活用につながると考えられます。文化財は文化について考えるきっかけとなるものであり、旧遷喬尋常小学校はその核となるものです。その核に市民がふれ、そこから何を考え、何を創造していくのか。今、その仕組みを考え、その重要性をどう市民に発信していくのかが問われています。旧遷喬尋常小学校校舎が真庭市のひとづくりの象徴となるよう、まずは市民が主体的に関わり、ひとづくりを進めていくことができる仕組みづくりが重要であると考えられます。

## 2 整備の基本方針

### (1) 根本的な修理及び耐震補強工事

旧遷喬尋常小学校校舎を重要文化財として良好な状態で次の世代へと伝えるために、適切な時期に適切な修理及び耐震補強工事を実施します。現在の校舎は、建築から100年以上を経過しているため、建物、地盤を含めた根本修理を実施します。工事は解体工事となる見通しで、先の整備・活用検討委員会の提言では、①一括工事により工期を短縮、②一括工事によるが、可能な範囲で一部を活用する、③分割工事により部分活用、の3案が示され、そのうち工期の最も短い①が一番望ましいとされています。校舎の整備にあたっては、工期・経費及び状況に鑑み、最も適切な方法により整備の実現を目指します。

なお、根本修理等にあたっては、期間中に現場の公開を行うなど、工事を積極的に利用し、文化財についての知識等を広げ、愛着を育てる機会としていきます。

### (2) 地震・防火・防犯への備え

建物の良好な保存と活用及び来場者の安全のために、災害へ備える必要があります。まず、地震への備えとして、活用の用途に対応しうる十分な耐震補強を検討、施工します。併せて消防設備、警報設備、避難設備等、適切な防災設備を整備するとともに、消防署・指定管理者・地域と連携した防災体制を構築します。公開時間中以外に火災やその他自然災害などの異変が発生した場合、いち早く対応できるのは、地域の方々となります。日頃から活用に地域が関わることが、旧遷喬尋常小学校の保護意識につながり、よりよい状態で旧遷喬尋常小学校校舎を保存することができます。さらに、既存の設備を見直し、建物内外に防犯カメラやセンサー、防犯灯等を整備し、防犯に備えます。

### (3) 復原の考え方

建物の根本修理に際し、金具及び部屋、建具、塗色、屋根葺材等の復原を行う場合は、建物の修理痕跡をはじめ、古写真、図面など各種資料等の分析によって、歴史的変遷を明らかにするとともに、活用上の利便性も鑑み、旧遷喬尋常小学校校舎の保存と活用にとって最も適切な時期を特定選択し復原を目指します。

### (4) 来場者利便性の向上

ハード面では玄関からのアプローチ、トイレへの導線にはスロープなどのバリアフリー化の検討が必須です。また2階へのアプローチではエレベーターの設置について検討する必要があります。ソフト面では日本語での案内に加え、外国人観光客を見越した外国語での解説の標記や音声ガイド導入などを検討する必要があります。整備にあたりより高い水準のユニバーサルデザイン化の視点で来場者の利便を図ります。

### (5) 校舎周辺環境整備

現役の校舎の時代から小学校校舎周辺には多くの植樹があります。建物と一体的景観を形成する大切な要素であり、貴重な樹木も含まれています。しかし建物の保存や防犯上の観点からは工事と併せ、個別にその必要性を考える必要があります。校舎周辺は、隣接する久世エスパスセン

ターの駐車場でもあり、適切に管理する必要があります。防火設備として校舎周辺に消火栓設備や延焼防止のためのドレンチャー、放水銃等の設置についても検討が必要です。

## (6) その他

また、旧遷喬尋常小学校校舎は、重要文化財に指定されているため、文化財保護法を遵守して適切な保存を図らなければなりません。そのため、現状を変更し、保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、文化庁長官の許可が必要となります。保存修理に伴う復元的行為や恒久的な耐震補強、活用のために現状を変更する際には必要な手続きを行い(表2)、旧遷喬尋常小学校校舎の価値が損なわれることがないように注意を払って実施していきます。

表2 文化財保護法の現状変更時の制限(文化庁『国宝・重要文化財建造物保存・活用の進展をめざして』より転載)

### 現状変更等

#### 「現状変更」と「保存に影響を及ぼす行為」の制限

重要文化財の所有者等は、重要文化財の現状を変更したり、建造物の保存に影響を及ぼす行為をしようとする際は、文化庁長官の許可を受けなければなりません(法第43条)。

現状変更行為	保存に影響を及ぼす行為
<p>許可が必要な現状変更は、1) 保存修理に伴う復元的行為、2) 保存管理上の行為、3) 活用のための行為があります。</p> <p><b>1) 保存修理に伴う復元的行為</b> 保存修理に伴い、文化財建造物を建築当初の姿、あるいは改変された後のある時期の姿に復元することがあります。どのような復原方針とするかは、文化財的な価値、保存上の理由、復元の根拠などから総合的に判断する必要があります。</p>  <p>復元の事例 八勝寺阿弥陀堂 (重文・熊本県)</p>	<p>「保存に影響を及ぼす行為」とは、物件の形状に直接的物理的变化を生ずるものではないが、材質などに化学変化を起し、又は経年変化を促進させるなど保存上何らかの影響を与える行為を指します。このうち、許可を受ける必要がある行為としては、以下のような例があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建造物隣接地又は直下における大規模な掘削</li> <li>● その建造物が本来想定していない重量物の搬入</li> </ul> <p>許可を受けて行う行為</p>
<p><b>2) 保存管理上の行為</b> 保存管理上の措置には、地上げや移築、構造補強などが挙げられます。構造補強は、本来の構造形式の変更に関わる場合や恒久的な補強を行う場合に、現状変更の許可を要します。</p>  <p>構造補強の事例 (バットレス付加) シャトーカミヤ旧醸造場施設 醸酵室 (重文・茨城県)</p> <p><b>3) 活用のための行為</b> 活用のために必要な現状変更をどこまで許容するかは、建造物の特性や、文化財的な価値の所在などを考慮し、個別に判断されます。</p>  <p>活用上の変更の事例 (活用に伴う身障者用エレベーターの設置に伴い階段室の一部を改築する) 聖徳記念絵画館 (重文・東京都) 写真提供：明治神宮外苑管理部宮縮課</p>	<p>保存に影響を及ぼす行為のうち、文化財を損ねるおそれがなく、その影響が軽微なものについては許可を受ける必要はありません。その行為としては、以下のような例があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 居住施設である文化財の内部で日常的に火気を使用する場合</li> <li>● イベント等の一時的な催しのため、文化財の内部や隣接地に仮設物を設ける場合</li> <li>● 避雷針や火災報知設備などの設置</li> <li>● 仮設的な建具などの設置</li> <li>● 建造物の内部に、警備員の詰所や売店等のブースを仮設する場合</li> <li>● 電気、給排水、衛生、空調などの設備を更新したり、設置する場合</li> <li>● 手摺りやスロープなどを設置する場合</li> </ul> <p>許可を要しない行為</p>
<p>以下の「維持の措置の範囲」の行為については、許可申請の必要はありません(ただし修理届は必要です)。</p> <p>① 維持修理 文化財がき損しているときに、同材種、同技法による原状への回復。一例えば、屋根の葺替、障子の張替、床板、壁材の取替など。 ② 応急修理 き損や災害などに伴う応急的な修理。一例えば、壁が脱落した際の板張り養生など。</p> <p>許可を要しない行為</p>	

### 3 活用の基本方針

#### (1) 市民にとっての活用

旧遷喬尋常小学校校舎の活用の基本方針は、市民にとっての活用で、地域の文化やまちづくりと連携し、その拠点として人が集まり、学ぶことのできる場所、楽しめる場所として活用することを1つ目の基本とします。活用にあたっては、市民が運営・維持について主体的に関わることができる仕組みをつくります。そのためには、その場所を楽しむことができなければなりません。地域の人が集まり、食べたり飲んだり、学んだり、交流しながら楽しむ場とすることで、活用を持続させることにつなげていきます。

地域の人々が多く集えば、そこが文化やまちづくりの拠点となります。その場所に価値が見出され、なくてはならない市民の象徴的な集いと学びの場所としていきます。

#### (2) 観光客等の外からの視点による活用

2つ目の活用方針は、観光客等の外からの視点による活用です。文化財に関するネットワークを広げ、世界中から多くの人に訪れてもらい、暮らし続けられる魅力ある地域づくりの拠点として活用します。旧遷喬尋常小学校校舎は、明治の初等教育の意気込みを示す木造の学校建築として、また、国の重要文化財として国民にとって貴重な建築物です。このため、市民のための活用に留まらず、広く多くの人から活用され、必要とされる場所にしていきます。

併せて、設計者である江川三郎八が手掛けた建築物は、岡山県だけでなく福島県にも存在しています。江川三郎八に関するネットワークや、国指定文化財の学校校舎に関するネットワークを作るなど、広い視野を見据え、外向けの価値を高めることにつなげていきます。

さらに、現在でも観光やイベントで市外から多くの人々が訪れており、今後も観光資源の一つとして活用が期待されていることから、インバウンド観光により海外からも訪れる人が増えるような取組や世界へ向けての情報発信をしていきます。

しかし、何より大切なのは、来訪者と市民が交流できる場、人と人とのつながりです。ただ建築物を観るだけでは、地域の魅力は伝わりません。観光の本当の魅力は、その地域に住む人々であり、温かな交流です。来訪者と地域の人々との交流が盛んになることが、魅力ある地域づくりに欠かせないものとなります。その魅力をもって地域の価値を高め、暮らし続けられるまちにつなげていきます。

#### (3) 持続的な活用

3つ目の活用方針は、過去から現在、未来へと続く持続的な活用により、次世代へ引き継いでいくことができるよう、市民と行政の意見交換を持続的に行い、市民が誇りと覚悟を持って運営することを基本とします。文化財の保存には相当の費用がかかり、長期的な維持管理等の労力を伴います。市民が、そうした負担よりも、貴重な財産を得ているという実感を得られなければ、文化財を保存していくことは難しく、前記(1)(2)によって多くの人々が活用し、価値が高まることによって持続的な活用が可能になります。さらに、次世代へ引き継いでいくためには、様々な年代や立場の人が、持続的に意見を交換し、議論していく必要があります。世代が変わり、旧遷喬尋常小学校の卒業生がいなくなったとしても、当時の様子を伝えていけるような仕組みを作る必要があります。そのためにも、まずは市民が未来を見据え、先人たちが遺してくれた贈り物

をこれからも守っていくという確固たる誇りと覚悟を持って真剣に議論することが、持続的な活用に最も必要なこととなります。

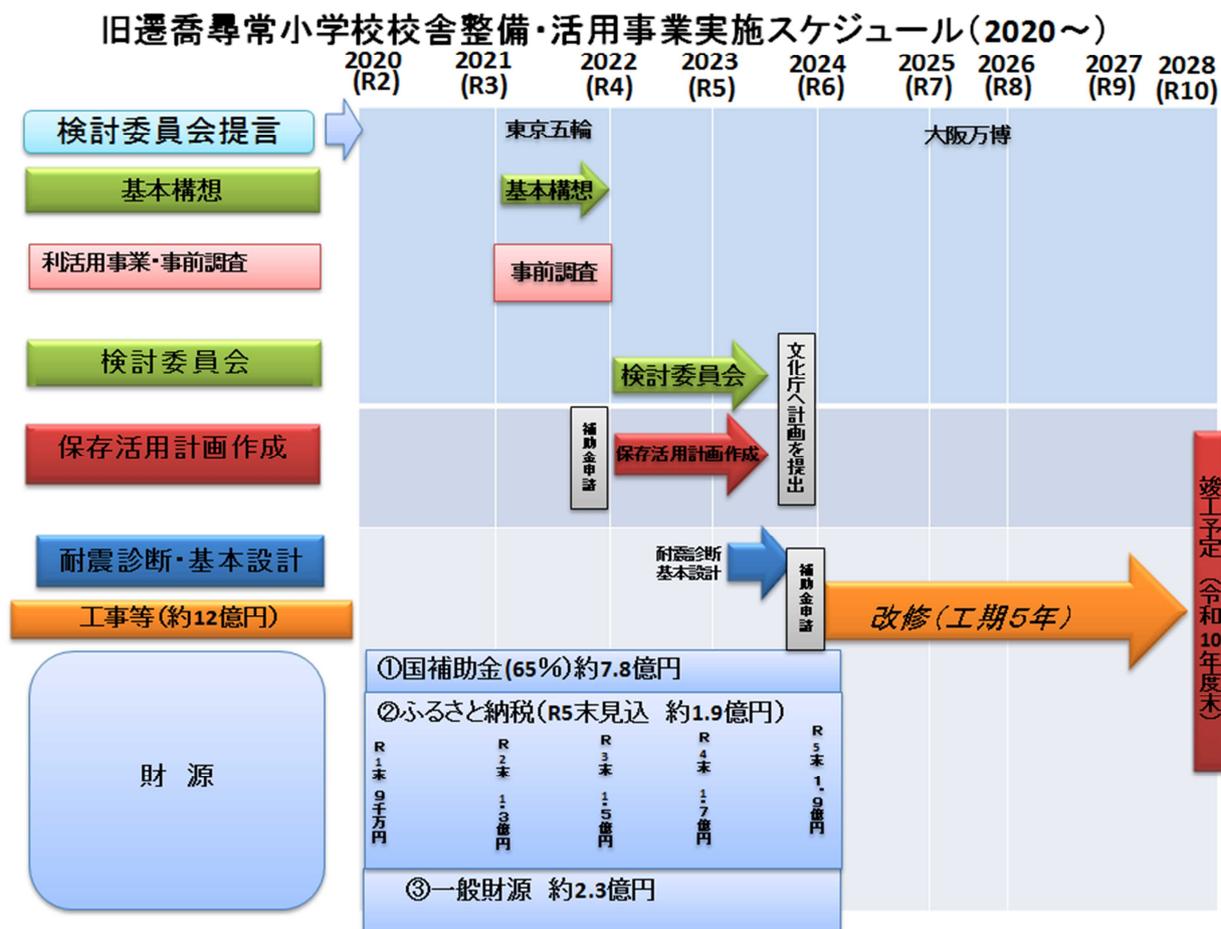
昨今、木造建築はサステナブル（持続可能な）の視点から世界的に評価されています。明治の初等教育の意気込みを示す木造の学校建築としては、国宝に指定されている旧開智学校校舎（明治9年建築、長野県松本市）、国の重要文化財に指定されている旧開明学校校舎（明治15年建築、愛媛県西予市）、旧登米高等尋常小学校校舎（明治21年建築、宮城県登米市）などがあり、旧遷喬尋常小学校校舎（明治40年建築、岡山県真庭市）も、国の重要文化財として国民にとって貴重な建築物です。このため、市民のための活用だけではなく、広く多くの人から活用され、必要とされる場所にする必要があります。

#### 4 スケジュール及び概算費用

##### (1) スケジュール

旧遷喬尋常小学校校舎は国の重要文化財であり、文化財保護法により、国指定等文化財の修理や現状変更には文化庁長官の許可が必要です。保存活用計画を作成し、文化庁から計画の認定を受けることにより、届出で済んだり、補助金の幅が広がったり、スムーズに受けられるなどの効果があります。

そのため構想から修理及び耐震補強工事までの流れを以下に示します。



## (2) 概算費用

事業期間は令和3年(2021)度から同10年度を想定し、保存活用計画作成に約2千万円、現時点における解体修理及び耐震補強工事に約12億円程度の費用が想定されます。これらの工事費等については、国庫補助(65%)を活用して事業を進めます。ふるさと納税による基金は、令和3年度末に約1億5千万円の積立額となり、工事着工までには約1.9億円となる見込みであり、多くの方々から支援をいただいています。なお、修理及び耐震補強工事については解体した状況や、工法の内容により額が大きく変動する可能性があり、事業期間及び事業費の精査をしていきます。

## 5 実現に向けて

この構想に基づき、旧遷喬尋常小学校校舎の整備・活用の実現に向けて、解体修理を始めとして、耐震・防火・防犯、復原等、活用を進めるまでの具体的な計画の策定を行います。これらの計画は、学識経験者や関係機関の助言指導をいただき、市民の声を取り入れて、真庭市が文化庁や教育委員会の指導を受けて策定します。文化財の保存と活用は、お互いに影響を及ぼし合う関連あるものという観点を踏まえ、両者の検討を並行して進め、活用の主体となる市民の理解を得るために議論を深め、貴重な文化財への関心を高め、機運を盛り上げていきます。

そして、策定した計画に基づいて整備を実行していくために、事業実施に必要な財源の確保に努めます。また、事業を進めるにあたり、多様な人々の協力を得られる体制を確立し、その過程で活用の担い手育成にも努めます。提言書では今後100年の持続した活用のためには、それを見守り実現できる仕組みが必要であり、市民と行政が定期的に意見交換をし、学識経験者の意見も聞きながら、整備と活用について継続的に考えていくことができる組織づくりが述べられているところです。

令和3年12月1日に、市民としても保存運動の盛り上げを図ろうと、これまで保存運動を行ってきた方、旧遷喬尋常小学校を使ってまちづくりをしてきた方々が集まり、会が立ち上がりました。今後は幅広い年代や地域へ広がり、各種イベントの企画等大きな市民運動が見込まれています。

今後も旧遷喬尋常小学校校舎が世代を超えて市民に愛され、人が集う真庭の中心として必要とされる場所であり続けるために、市民・行政・学識経験者が一丸となって次の世代へ、この校舎をより良い状況態で、引き継いでいきます。